

令和3年度法務省委託人権啓発動画の制作及び大型広報企画における人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載に関する留意事項

人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載

以下のシンポジウムの採録記事の企画、取材、制作及び掲載手続きを行うこと。

ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」 令和3年11月13日（土）

(1) 訴求対象

国民全般（特に小学校中学年から中学生及び高校生）

(2) 掲載概要

採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報

ア 掲載時期等：令和3年12月4日（土）～12月10日（金）

※ 全国紙や中高生新聞等を想定

※ 小学生向けの新聞及びウェブ掲載は必須

イ 採録記事：シンポジウムの内容について必要な取材を行い、取りまとめた特集記事（10段又は同等のスペース。なお、タブロイド版は一面）

ウ 新聞広報：人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」の紹介（掲載スペースの面積は自由）

※ YouTube法務省チャンネル（MOJチャンネル）

https://youtu.be/gPH5b_CDwto

(3) 参考

ア 令和元年度「ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」静岡会場」※全国紙

(ア) 媒体：読売KODOMO新聞

内容：1ページ広告／タブロイド版・全ページカラー

部数：187, 305部

(イ) 媒体：読売中高生新聞

内容：1ページ広告／タブロイド版・全ページカラー

部数：93, 551部

(ウ) 媒体：朝日小学生新聞

内容：1ページ広告／タブロイド版・5段カラー

部数：105, 161部

(エ) 媒体：毎日小学生新聞

内容：1ページ広告／タブロイド版・5段カラー

部数：99, 000部

イ 令和元年度「人権シンポジウム in 名古屋 ハンセン病に関するシンポジウム」

※ 全国紙

媒体：毎日新聞全国版朝刊

内容：モノクロ15段広告

部数：2, 435, 647部

ウ 令和2年度「ハンセン病問題に関する親と子のシンポジウム」※全国紙

(ア) 媒体：読売新聞全国版朝刊

内容：モノクロ15段広告

部数：8, 099, 445部

(イ) 媒体：読売KODOMO新聞

内容：1ページ広告／タブロイド版・全ページカラー

部数：199, 687部

- (ウ) 媒体：読売中高生新聞
内容：1 ページ広告／タブロイド版・全ページカラー
部数：90, 986部
 - (エ) 媒体：朝日小学生新聞
内容：1 ページ広告／タブロイド版・全ページカラー
部数：72, 867部
 - (オ) 媒体：毎日小学生新聞
内容：1 ページ広告／タブロイド版・全ページカラー
部数：99, 000部
- (4) 「法務省の人権擁護機関等の広報」作成に当たっての必須要素
- ア 人権相談窓口の広報
 - (ア) みんなの人権110番（全国共通）0570-003-110
(ゼロゼロみんなのひゃくとおばん)
 - (イ) 子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）0120-007-110
(ゼロゼロなのひゃくとおばん)
 - (ウ) 女性の人権ホットライン（全国共通）0570-070-810
(ゼロナナゼロのハートライン)
 - (エ) インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp>
 - (オ) 外国人のための人権相談
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
 - (カ) 子どもの人権SOSミニレター
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html 等を参照
 - イ 法務省人権擁護局のSNSの周知
 - (ア) F a c e b o o k <https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ/>
 - (イ) T w i t t e r [@JINKEN01](https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN)
 - (ウ) L I N E @JINKEN01
 - ウ クレジット等
法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会の名称と、以下URLを掲載すること。
 - (ア) 法務省人権擁護局ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/JINKEN>
 - (イ) 人権啓発活動ネットワーク協議会ウェブサイト
<http://www.moj.go.jp/jinkennet>
 - (ウ) YouTube 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
 - (エ) YouTube 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>
 - エ 人権ライブラリー
広報スペースに余裕がある場合は、人権ライブラリーを紹介すること。
<https://www.jinken-library.jp>
- (5) その他
- ア 法務省の実施するシンポジウムの採録記事が掲載されるのにふさわしい媒体を選別すること。
 - イ 一人でも多くの国民が接触することができるような媒体を選択すること。
 - ウ 採録記事については、受注者が、シンポジウムの取材（取材者の手配、写真撮影、録音及び反訳は必ず行うこと）、記事作成等必要な手配を行うこと。反訳データについては、採録対象行事終了後7営業日以内に提出すること。
 - エ シンポジウムの会場の様子を撮影し、写真画像データ（DVD-R、フラッシュメモリー等）を採録記事対象行事終了後3営業日以内に提出すること。
 - オ 原稿の確認に当たっては、事前に当センターに余裕をもって確認依頼をすること。確認依頼する際には記事のワードデータを提出し、記事で参照した部分をマーカーなどで

- 分かるようにした反訳データを添付すること。
- カ 特設サイトの構築の想定は不要。
 - キ 本採録記事の掲載媒体の選定に当たっては、過去の新聞掲載時の実績（発行部数）を参照の上、企画書中に閲覧者数の予想数値についても具体的に提示すること。